

介護老人福祉施設サービス利用料について

平素より、特別養護老人ホーム長寿荘の運営にご理解を賜り御礼申し上げます。

施設の利用料について、下記のとおりお知らせいたします。なお、今回の料金変更は制度改定による介護報酬額の変更が主な要因であります。

福祉施設を利用されるうえで、経済的な負担の問題も非常に大切なことかと思えます。当施設の利用に限らず、介護全般についての相談でもかまいませんので、ご不明な点がございましたら、何なりと職員までお申し出ください。



1 利用料金及びその他の費用の額

■ 1日あたりの利用料内訳（平成28年10月1日改定）

要介護度 ／区分	介護報酬単価（単位数）				日額概算額 （地域区分1027 を乗じた額の 一割相当）	食費	居住費	自己負担 小計
	介護老人 福祉施設 サービス	日常生 活継続 支援	看護 体制 I・II	栄養ケア マネジメ ント				
要介護度1	625	46	19	14	723円	1,600円 ※1	1,970円 ※2	4,293円
要介護度2	691				790円			4,360円
要介護度3	762				863円			4,433円
要介護度4	828				931円			4,501円
要介護度5	894				999円			4,569円

※1 ※2について所得に応じた軽減措置の対象があります（別項「利用料の軽減について」参照）

- ・一定以上の所得がある方は介護サービス費の自己負担が2割になります
- ・食事代は朝食350円・昼食700円・夕食550円とし、1食ごとのご請求になります
- ・食費及び居住費は、物価変動等(燃料費・食材費他)により改定することがあります
- ・理美容費や行事の際の特別な食事の提供・日用品の購入等、実費をご請求することがあります

＜該当する利用者に対してのみ、下記のとおり所定の単位を加算します＞

- ・入居後30日に限り「初期加算」として上記料金の1日につき30単位。
- ・入院、または自宅等に外泊した期間の取り扱いについては、「入院外泊加算」として6日を限度として1日につき246単位。
※施設居住費については、入院期間中も原則として算定させていただきますのでご注意ください。
- ・厚生労働大臣の定める夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準を満たす場合は「夜勤職員配置加算」として一日につき22単位。
- ・施設におけるターミナルケア体制として、厚生労働大臣の定める基準に適合する「看取り介護体制」を行った場合、死亡前30日を上限とし、所定の期日に対して一日につき144単位から1280単位。
- ・現に経管により食事を摂取している方が、基準に定められた経口移行計画により経口摂取が可能となった場合、「経口移行加算」として、180日を上限として一日につき28単位。また、「経口維持加算」一月につき100単位から400単位。（事前に同意説明を行います）。
- ・歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行なっている場合、「口腔衛生管理体制加算」として一月につき30単位。
- ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行なった場合、「口腔衛生管理加算」として一月につき110単位。（事前に同意説明を行います）。
- ・「介護職員処遇改善加算I」として、所定の要件を満たしている場合、所定単位数の33%を加算した額。

■ 利用料の軽減について

①「食費」「居住費」の日額については、所得に応じた軽減措置として利用者自己負担金の限度額が定められています。市町村発行の『利用者負担限度額認定証』を初回ご利用の際や更新時には必ずご提示ください。

なお、介護度および利用者負担段階に基づく負担額の概算は次頁の別表のとおりです。

対 象 者		区 分	利用者自己負担	
			食 費	居 住 費
世帯全員が 市町村民税非課税者	生活保護受給者	第1段階	300円	820円
	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第2段階	390円	820円
	利用者負担第2段階以外の方	第3段階	650円	1,310円
上記以外の方		第4段階	1,600円	1,970円

②当施設では、「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」の申し出を行い、所得の低い方に対する減免制度を実施しています。また、市町村が実施する「高額介護サービス費」による軽減措置もあります。詳しくは市町村へお問い合わせください。

2 その他の料金

区 分	利 用 料
金銭管理料	月額1,500円（預金通帳等の管理の委任を受けた方） ※平成18年4月以前にご入居された方に限ります
理容サービス	理美容サービス1回1,300円～ 美容院等…原則として実費
日常生活品の購入代行サービス	依頼のあった品物を購入する際、要した金額の実費 ＜例＞①ご入居者が個人的に使用するレクリエーション具（刺繍細工や壁飾りなど） ②ご入居者の希望により菓子や食料品 ③日用品（腕時計や新聞・雑誌等）の購入など ④日常生活に要する費用でご負担 いただくことが適当であるもの
特別な食事	要した費用の実費 例：個人的な嗜好によりご用意した食事等
電気代	個人的に使用する電気器具の利用料（1品につき1日50円） 例：テレビ代 電気毛布代 個人使用の介護用具など
外出の際の費用	毎月のバスハイクの際の入園料や飲食代金等、ご入居者の個人負担となる場合があります。 ご希望による個人的な外出について、外出に係る諸費用（ガソリン代・介護タクシー費用・飲食費等）をご負担いただく場合があります。

<別表> 所得に応じた軽減を実施した場合の利用料一覧 (H28.10.1)

※ユニット型個室

要介護1

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	723円	300円	820円	1,843円	57,133円
第2段階		390円	820円	1,933円	59,923円
第3段階		650円	1,310円	2,683円	83,173円
第4段階		1,600円	1,970円	4,293円	133,083円

要介護2

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	790円	300円	820円	1,910円	59,210円
第2段階		390円	820円	2,000円	62,000円
第3段階		650円	1,310円	2,750円	85,250円
第4段階		1,600円	1,970円	4,360円	135,160円

要介護3

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	863円	300円	820円	1,983円	61,473円
第2段階		390円	820円	2,073円	64,263円
第3段階		650円	1,310円	2,823円	87,513円
第4段階		1,600円	1,970円	4,433円	137,423円

要介護4

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	931円	300円	820円	2,051円	63,581円
第2段階		390円	820円	2,141円	66,371円
第3段階		650円	1,310円	2,891円	89,621円
第4段階		1,600円	1,970円	4,501円	139,531円

要介護5

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	999円	300円	820円	2,119円	65,689円
第2段階		390円	820円	2,209円	68,479円
第3段階		650円	1,310円	2,959円	91,729円
第4段階		1,600円	1,970円	4,569円	141,639円

●上記のほか、所定の加算の追加やテレビ代等「重要事項説明書」に規定するもの、また、医療費・薬剤費等は別途支払いとなります。



介護老人福祉施設サービス利用料について

平素より、特別養護老人ホーム長寿荘の運営にご理解を賜り御礼申し上げます。

施設の利用料について、下記のとおりお知らせいたします。なお、今回の料金変更は制度改定による介護報酬額の変更が主な要因であります。

福祉施設を利用されるうえで、経済的な負担の問題も非常に大切なことかと思えます。当施設の利用に限らず、介護全般についての相談でもかまいませんので、ご不明な点がございましたら、何なりと職員までお申し出ください。



1 利用料金及びその他の費用の額

■ 1日あたりの利用料内訳（平成28年10月1日改定）

要介護度 ／区分	介護報酬単価（単位数）				日額概算額 （地域区分1027 を乗じた額の 一割相当）	食費	居住費	自己負担 小計
	介護老人 福祉施設 サービス	日常生 活継続 支援	看護 体制 I・II	栄養ケア マネジメ ント				
要介護度1	547	36	19	14	632円	1,600円 ※1	1,150円 ※2	3,382円
要介護度2	614				701円			3,451円
要介護度3	682				771円			3,521円
要介護度4	749				840円			3,590円
要介護度5	814				906円			3,656円

※1 ※2について所得に応じた軽減措置の対象があります（別項「利用料の軽減について」参照）

- ・一定以上の所得がある方は介護サービス費の自己負担が2割になります
- ・食事代は朝食350円・昼食700円・夕食550円とし、1食ごとのご請求になります
- ・食費及び居住費は、物価変動等(燃料費・食材費他)により改定することがあります
- ・理美容費や行事の際の特別な食事の提供・日用品の購入等、実費をご請求することがあります

＜該当する利用者に対してのみ、下記のとおり所定の単位を加算します＞

- ・入居後30日に限り「初期加算」として上記料金の1日につき30単位。
- ・入院、または自宅等に外泊した期間の取り扱いについては、「入院外泊加算」として6日を限度として1日につき246単位。
※施設居住費については、入院期間中も原則として算定させていただきますのでご注意ください。
- ・厚生労働大臣の定める夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準を満たす場合は「夜勤職員配置加算」として一日につき22単位。
- ・施設におけるターミナルケア体制として、厚生労働大臣の定める基準に適合する「看取り介護体制」を行った場合、死亡前30日を上限とし、所定の期日に対して一日につき144単位から1280単位。
- ・現に経管により食事を摂取している方が、基準に定められた経口移行計画により経口摂取が可能となった場合、「経口移行加算」として、180日を上限として一日につき28単位。また、「経口維持加算」一月につき100単位から400単位。（事前に同意説明を行います）。
- ・歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行なっている場合、「口腔衛生管理体制加算」として一月につき30単位。
- ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行なった場合、「口腔衛生管理加算」として一月につき110単位。（事前に同意説明を行います）。
- ・「介護職員処遇改善加算I」として、所定の要件を満たしている場合、所定単位数の33%を加算した額。

■ 利用料の軽減について

①「食費」「居住費」の日額については、所得に応じた軽減措置として利用者自己負担金の限度額が定められています。市町村発行の『利用者負担限度額認定証』を初回ご利用の際や更新時には必ずご提示ください。

なお、介護度および利用者負担段階に基づく負担額の概算は次頁の別表のとおりです。

対象者		区分	利用者自己負担	
			食費	居住費
世帯全員が 市町村民税非課税者	生活保護受給者	第1段階	300円	320円
	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第2段階	390円	420円
	利用者負担第2段階以外の方	第3段階	650円	820円
上記以外の方		第4段階	1,600円	1,150円

②当施設では、「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」の申し出を行い、所得の低い方に対する減免制度を実施しています。また、市町村が実施する「高額介護サービス費」による軽減措置もあります。詳しくは市町村へお問い合わせください。

2 その他の料金

区分	利用料
金銭管理料	月額1,500円（預金通帳等の管理の委任を受けた方） ※平成18年4月以前にご入居された方に限ります
理容サービス	理美容サービス1回1,300円～ 美容院等…原則として実費
日常生活品の購入代行サービス	依頼のあった品物を購入する際、要した金額の実費 ＜例＞①ご入居者が個人的に使用するレクリエーション具（刺繍細工や壁飾りなど） ②ご入居者の希望により菓子や食料品 ③日用品（腕時計や新聞・雑誌等）の購入など ④日常生活に要する費用でご負担 いただくことが適当であるもの
特別な食事	要した費用の実費 例：個人的な嗜好によりご用意した食事等
電気代	個人的に使用する電気器具の利用料（1品につき1日50円） 例：テレビ代 電気毛布代 個人使用の介護用具など
外出の際の費用	毎月のバスハイクの際の入園料や飲食代金等、ご入居者の個人負担となる場合があります。 ご希望による個人的な外出について、外出に係る諸費用（ガソリン代・介護タクシー費用・飲食費等）をご負担いただく場合があります。

<別表> 所得に応じた軽減を実施した場合の利用料一覧 (H28.10.1)

※従来型個室

要介護1

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	632円	300円	320円	1,252円	38,812円
第2段階		390円	420円	1,442円	44,702円
第3段階		650円	820円	2,102円	65,162円
第4段階		1,600円	1,150円	3,382円	104,842円

要介護2

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	701円	300円	320円	1,321円	40,951円
第2段階		390円	420円	1,511円	46,841円
第3段階		650円	820円	2,171円	67,301円
第4段階		1,600円	1,150円	3,451円	106,981円

要介護3

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	771円	300円	320円	1,391円	43,121円
第2段階		390円	420円	1,581円	49,011円
第3段階		650円	820円	2,241円	69,471円
第4段階		1,600円	1,150円	3,521円	109,151円

要介護4

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	840円	300円	320円	1,460円	45,260円
第2段階		390円	420円	1,650円	51,150円
第3段階		650円	820円	2,310円	71,610円
第4段階		1,600円	1,150円	3,590円	111,290円

要介護5

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	906円	300円	320円	1,526円	47,306円
第2段階		390円	420円	1,716円	53,196円
第3段階		650円	820円	2,376円	73,656円
第4段階		1,600円	1,150円	3,656円	113,336円

●上記のほか、所定の加算の追加やテレビ代等「重要事項説明書」に規定するもの、また、医療費・薬剤費等は別途支払いとなります。



介護老人福祉施設サービス利用料について

平素より、特別養護老人ホーム長寿荘の運営にご理解を賜り御礼申し上げます。

施設の利用料について、下記のとおりお知らせいたします。なお、今回の料金変更は制度改定による介護報酬額の変更が主な要因であります。

福祉施設を利用されるうえで、経済的な負担の問題も非常に大切なことかと思えます。当施設の利用に限らず、介護全般についての相談でもかまいませんので、ご不明な点がございましたら、何なりと職員までお申し出ください。



1 利用料金及びその他の費用の額

■ 1日あたりの利用料内訳（平成28年10月1日改定）

要介護度 ／区分	介護報酬単価（単位数）				日額概算額 （地域区分1027 を乗じた額の 一割相当）	食費	居住費	自己負担 小計
	介護老人 福祉施設 サービス	日常生 活継続 支援	看護 体制 I・II	栄養ケア マネジメ ント				
要介護度1	547	36	19	14	632円	1,600円 ※1	950円 ※2	3,182円
要介護度2	614				701円			3,251円
要介護度3	682				771円			3,321円
要介護度4	749				840円			3,390円
要介護度5	814				906円			3,456円

※1 ※2について所得に応じた軽減措置の対象があります（別項「利用料の軽減について」参照）

- ・一定以上の所得がある方は介護サービス費の自己負担が2割になります
- ・食事代は朝食350円・昼食700円・夕食550円とし、1食ごとのご請求になります
- ・食費及び居住費は、物価変動等(燃料費・食材費他)により改定することがあります
- ・理美容費や行事の際の特別な食事の提供・日用品の購入等、実費をご請求することがあります

＜該当する利用者に対してのみ、下記のとおり所定の単位を加算します＞

- ・入居後30日に限り「初期加算」として上記料金に1日につき30単位。
- ・入院、または自宅等に外泊した期間の取り扱いについては、「入院外泊加算」として6日を限度として1日につき246単位。
※施設居住費については、入院期間中も原則として算定させていただきますのでご注意ください。
- ・厚生労働大臣の定める夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準を満たす場合は「夜勤職員配置加算」として一日につき22単位。
- ・施設におけるターミナルケア体制として、厚生労働大臣の定める基準に適合する「看取り介護体制」を行った場合、死亡前30日を上限とし、所定の期日に対して一日につき144単位から1280単位。
- ・現に経管により食事を摂取している方が、基準に定められた経口移行計画により経口摂取が可能となった場合、「経口移行加算」として、180日を上限として一日につき28単位。また、「経口維持加算」一月につき100単位から400単位。（事前に同意説明を行います）。
- ・歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行なっている場合、「口腔衛生管理体制加算」として一月につき30単位。
- ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行なった場合、「口腔衛生管理加算」として一月につき110単位。（事前に同意説明を行います）。
- ・「介護職員処遇改善加算I」として、所定の要件を満たしている場合、所定単位数の33%を加算した額。

■ 利用料の軽減について

①「食費」「居住費」の日額については、所得に応じた軽減措置として利用者自己負担金の限度額が定められています。市町村発行の『利用者負担限度額認定証』を初回ご利用の際や更新時には必ずご提示ください。

なお、介護度および利用者負担段階に基づく負担額の概算は次頁の別表のとおりです。

対象者		区分	利用者自己負担	
			食費	居住費
世帯全員が 市町村民税非課税者	生活保護受給者	第1段階	300円	0円
	老齢福祉年金受給者			
	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第2段階	390円	370円
	利用者負担第2段階以外の方	第3段階	650円	370円
	上記以外の方	第4段階	1,600円	950円

②当施設では、「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」の申し出を行い、所得の低い方に対する減免制度を実施しています。また、市町村が実施する「高額介護サービス費」による軽減措置もあります。詳しくは市町村へお問い合わせください。

2 その他の料金

区分	利用料
金銭管理料	月額1,500円（預金通帳等の管理の委任を受けた方） ※平成18年4月以前にご入居された方に限ります
理容サービス	理美容サービス1回1,300円～ 美容院等…原則として実費
日常生活品の購入代行サービス	依頼のあった品物を購入する際、要した金額の実費 ＜例＞①ご入居者が個人的に使用するレクリエーション具（刺繍細工や壁飾りなど） ②ご入居者の希望により菓子や食料品 ③日用品（腕時計や新聞・雑誌等）の購入など ④日常生活に要する費用でご負担 いただくことが適当であるもの
特別な食事	要した費用の実費 例：個人的な嗜好によりご用意した食事等
電気代	個人的に使用する電気器具の利用料（1品につき1日50円） 例：テレビ代 電気毛布代 個人使用の介護用具など
外出の際の費用	毎月のバスハイクの際の入園料や飲食代金等、ご入居者の個人負担となる場合があります。 ご希望による個人的な外出について、外出に係る諸費用（ガソリン代・介護タクシー費用・飲食費等）をご負担いただく場合があります。

＜別表＞ 所得に応じた軽減を実施した場合の利用料一覧 (H28.10.1)

※従来型多床室

要介護1

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	632円	300円	0円	932円	28,892円
第2段階		390円	370円	1,392円	43,152円
第3段階		650円	370円	1,652円	51,212円
第4段階		1,600円	950円	3,182円	98,642円

要介護2

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	701円	300円	0円	1,001円	31,031円
第2段階		390円	370円	1,461円	45,291円
第3段階		650円	370円	1,721円	53,351円
第4段階		1,600円	950円	3,251円	100,781円

要介護3

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	771円	300円	0円	1,071円	33,201円
第2段階		390円	370円	1,531円	47,461円
第3段階		650円	370円	1,791円	55,521円
第4段階		1,600円	950円	3,321円	102,951円

要介護4

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	840円	300円	0円	1,140円	35,340円
第2段階		390円	370円	1,600円	49,600円
第3段階		650円	370円	1,860円	57,660円
第4段階		1,600円	950円	3,390円	105,090円

要介護5

利用者負担段階 /費用区分	1日あたりの利用料内訳 (自己負担額)				31日利用の場合
	介護保険1割負担	食費	居住費	日額合計	
第1段階	906円	300円	0円	1,206円	37,386円
第2段階		390円	370円	1,666円	51,646円
第3段階		650円	370円	1,926円	59,706円
第4段階		1,600円	950円	3,456円	107,136円

●上記のほか、所定の加算の追加やテレビ代等「重要事項説明書」に規定するもの、また、医療費・薬剤費等は別途支払いとなります。

